

酒田港外航クルーズ船寄港に伴う警備業務委託仕様書

1 業務名

酒田港外航クルーズ船寄港に伴う警備業務委託

2 実施日及び業務時間

	実施日 入出港時間	(ア) 出入管理 業務 (A)	(イ) 出入管理 業務 (B)	(ウ) 出入管理 業務 (C)	(エ) 立哨業務	(オ) 交代要員
①	4月8日(水) 8:00~19:00	6:00~20:00 (14.0H)	7:30~19:30 (12.0H)	7:30~19:30 (12.0H)	7:30~19:30 (12.0H)	8:30~17:30 (9.0H)
②	4月15日(水) 8:00~17:00	6:00~18:00 (12.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	8:30~17:30 (9.0H)
③	4月21日(火) 10:00~18:00	8:00~19:00 (11.0H)	9:30~18:30 (9.0H)	9:30~18:30 (9.0H)	9:30~18:30 (9.0H)	9:30~18:30 (9.0H)
④	4月23日(木) 8:00~17:00	6:00~18:00 (12.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	8:30~17:30 (9.0H)
⑤	4月27日(月) 8:00~18:00	6:00~19:00 (13.0H)	7:30~18:30 (11.0H)	7:30~18:30 (11.0H)	7:30~18:30 (11.0H)	8:30~17:30 (9.0H)
⑥	5月5日(火) 8:00~16:00	6:00~17:00 (11.0H)	7:30~16:30 (9.0H)	7:30~16:30 (9.0H)	7:30~16:30 (9.0H)	7:30~16:30 (9.0H)
⑦	5月24日(日) 8:00~18:00	6:00~19:00 (13.0H)	7:30~18:30 (11.0H)	7:30~18:30 (11.0H)	7:30~18:30 (11.0H)	8:30~17:30 (9.0H)
⑧	5月25日(月) 8:00~17:00	6:00~18:00 (12.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	8:30~17:30 (9.0H)
⑨	5月28日(木) 7:00~13:00	5:00~14:00 (9.0H)	6:30~13:30 (7.0H)	6:30~13:30 (7.0H)	6:30~13:30 (7.0H)	6:30~13:30 (7.0H)
⑩	6月3日(水) 8:00~17:00	6:00~18:00 (12.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	7:30~17:30 (10.0H)	8:30~17:30 (9.0H)

3 実施場所

酒田港古湊ふ頭 (酒田市宮海地内)

4 警備体制

(1) 必要な警備の体制については、次の表のとおりとする。

番号	警備内容	配置人数
(ア)	出入管理業務 (A)	1人
(イ)	出入管理業務 (B)	2人
(ウ)	出入管理業務 (C)	2人
(エ)	立哨業務	6人
(オ)	交代要員	3人

- (2) 配置する警備員は、警備業法第23条第1項の検定を受けている者とし、そのうち1名は、警備員の総括指揮を行うものとする。

5 業務の内容

- (1) 上記「4 警備体制」ごとの警備内容は次のとおりとする。

(ア) 出入管理業務 (A)

ふ頭ゲートにおいて、ふ頭内に出入りしようとする人及び車両に対し、クルーズ船乗客、船員及びあらかじめ進入を許可された者以外を進入させない出入管理を行う。

(イ) 出入管理業務 (B)

ふ頭内の定められた位置において、一般見学者の出入管理を行う。

(ウ) 出入管理業務 (C)

ふ頭内の定められた位置において、クルーズ船乗客、クルー、あらかじめ進入を許可された者以外を進入させない出入管理を行う。

(エ) 立哨業務

ふ頭内の定められた位置において、立入禁止区域への侵入や危険行為等の監視・警備を行う。

- (2) 警備員の配置は、別紙「クルーズ船寄港配置図」のとおりとし、常時警戒に当たるものとする。

6 名簿等関係書類の提出

受託事業者は、契約締結後、速やかに警備員名簿と、これらの身元及び資格を確認できる書類を委託者に提出するものとする。なお、警備員に変更があった場合も同様とする。

7 業務計画書

受託事業者は、委託業務の実施について、警備員の配置状況等を記載した「業務計画書」を契約締結後、速やかに委託者に提出して承認を得なければならない。

8 業務完了報告書の提出

受託事業者は、実施日ごとの業務完了後、速やかに「業務完了報告書」を委託者に提出すること。

9 再委託の禁止

本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときには、この限りでない。

10 秘密の保持

受託事業者は、本業務で知り得た個人情報や機密事項等を他に漏らしてはならない。本業務が終了した後も同様とする。

11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託事業者において協議のうえ定めるものとする。
- (2) 受託事業者は、この仕様書に示されていない細部の事項については、委託者の指示を受けて行うものとする。
- (3) 業務の遂行に関しては、警備業法、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）、山形県港湾施設管理条例その他関係法令を遵守すること。
- (4) 業務責任者等については、正規職員又は社会保険被保険者を配置すること。（社会保険とは健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の全てをいう。）